

様式第7号（第8条関係）

意見書

令和7年3月19日

姫路市議会議長 様

姫路市市議会議員

高見千咲

姫路市議会議員政治倫理条例第15条の規定に基づき、審査の結果について、次のとおり意見を表明します。

記

政治倫理審査基準に違反しており、道義的かつ政治的に重大な責任があると認められ、議員辞職勧告が相当と決定されたが、審査は審査委員たちの個人的な主観で進められ、事実関係は全く審査されていないため、厳重に抗議します。

詳細は別紙のとおりです。

(別紙)

1. 審査結果報告書（以下、単に「報告書」という。）にて指摘されている意見について

(1) 「倫理観にかけている」

報告書において、委員から出た主な意見として、審査会委員の氏名をSNS投稿した事実を指摘し、私が「倫理観にかけている」（7頁目14行目）と評価している。

しかし、審査会は公開で行われているものであり、報道に写真が載せられていた上、審査会委員である牧野議員も自らブログに投稿している。審査会委員の氏名を記載することが具体的にどのように倫理観の欠如に繋がるのか、合理的な説明はなく、極めて感情的な報告書であると言わざるを得ない。

(2) 「地域を馬鹿にするような発信をするべきではない」

報告書において、「市内の特定の地域のことを「田舎だ」と馬鹿にするようなニュアンスの発言があった。」（7頁目6～8行目）と指摘及び評価をしている。

しかし、かかる指摘及び評価は、委員自身の感情の投影であり、客観的な事実に基づくものではない。「田舎」という言葉自体に侮蔑的な意味合いはなく、愛着を持った郷里に対しても使われる語彙である。その言葉を勝手に解釈して「地域を馬鹿にする発信だ」とする評価そのものが不適切である。

(3) 「当該市民をストーカーとする投稿を繰り返し、市民に多大なる精神的苦痛を与えた。」

報告書において、「当該市民をストーカーとする投稿を繰り返し、市民に多大なる精神的苦痛を与えた。」（報告書6頁6～7行目）と指摘及び評価をしている。

前提として、政治倫理審査会がいかなる事実をもって、私の投稿をストーカーと評価するのか不明である。また、政治倫理審査会が、私に対して、当該市民に対して、どのようなストーカー行為を行ってきたのかについての事実確認は一度としてなされていない。にも関わらず、「市民に多大なる精神的苦痛を与えた」などと評価できるはずもない。

念のため付言すると、当該市民に関しては警察に相談した結果、警察内でもクレーマーとして認識されており、電話の着信を拒否し一切相手にしないほうが良いとアドバイスを受けた人物である。この旨を議会事務局にも共有しており、当該市民から今後面会要求があった場合には面会ではなく、郵便またはメールでの連絡のみ可能であることを告げるよう事務局長と合意していた。その後、当該市民からこれらの方法で私自身に連絡はなく事務局にのみ連絡があったようである。私自身に連絡がない以上対応のしようがなく面会要求を拒否したことをもって、5号に違反しているとされるのは極めて遺憾である。

(4) 「情緒に非常に大きな波があるようである」「入院してしっかり治療するべき」

報告書において、「情緒に非常に大きな波があるようである」「入院してしっかり治療するべき」（報告書7頁目18行目～19行目）等の発言は、精神疾患に対しての理解のない侮辱的かつ差別的な発言であり、看過できない。精神疾患を抱える全ての人を傷つける発言であるため、発言した委員からの訂正と謝罪を要求する。

(5) 「何度も注意を受けているにも関わらず、全く反省していない」

報告書において、「何度も注意を受けているにも関わらず、全く反省していない」(報告書6頁目19～20行目)とされているが、これまでに自民党会派でSNSの運用についての話し合いが行われた回数は一度のみであり、その後、私本人には会派からの連絡はなかった。また、その話し合い(会派総会)の際にも「他の議員の名前は出すな」という旨の指摘はあったものの、市民に対しての発言等は特に問題として上がらなかった。それを「何度も注意したが」とするのは、些か無理があるのではないか。本来、審査会の結果を以て注意勧告するのが適切な流れであり、会派総会で一度の話し合いを「複数回の注意」とし、いきなり辞職勧告を行うというのはあまりに行き過ぎた行為であり断固認めることはできない。

(6) 政治倫理基準の4号と5号違反

政治倫理審査会は、政治倫理基準の4号と5号に明らかな違反がある(報告書9頁目r7行目)との意見が出ているが、特に5号の"市等の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと"にどのよう違反しているのか、具体的な指摘がなく説明不十分である。

また、政治倫理基準の4号については、条文自体が曖昧さを含んだものであり、委員は明確に違反していると指摘するものの、審査会でもその基準が示されておらず、委員の受け取り方次第な部分が多く、条例の濫用だとの指摘もある。

このように審査委員の個人的な感情のみで審査を進め、極めて曖昧な基準をもとに懲罰が決定されるのは、多数派による都合の良い解釈をもとにした条例の濫用であると言わざるを得ない。

2 まとめ

以上から、本審査は審査委員たちの個人的な主観で進められ、事実関係とは全く関係なく審査されたものであり、厳重に抗議する次第である。

(以上)